

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼 外2名

準備書面（25）

令和3年7月8日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

本書面においては、被告神戸製鋼ら準備書面（８）のうち、ＣＯ２排出・地球温暖化に係る部分に対する反論等を述べる。

第１ 権利性や因果関係に係る主張に対する反論

１ 地球温暖化の被害を受けないという利益が原告の個別的利益ではないとの主張（被告神戸製鋼ら準備書面（８）２２頁）に対して

(1) 被告神戸製鋼は準備書面（８）において、「ＣＯ２の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益は、特定の個人のみが他の個人から区別されて享受する個別的利益とはなり得ない」として、原告が主張する伝統的人格権及び平穏生活権の権利性を否定する。

(2) そもそも、被告の論旨は、「健康等に係る被害を受けないという利益」への侵害につき（他の態様の侵害行為による場合なら権利性が認められるものの）「ＣＯ２の排出に起因する地球温暖化」が原因である場合は権利性が認められないというものであり、侵害行為の性質によって権利性の有無を区別することを前提としている。

しかし、生命・健康・財産（伝統的人格権の場合）あるいはその侵害の客観的リスクに対する合理的不安（平穏生活権の場合）といった保護法益は、その被害自体に着目して判断されるべきである。実際に気候変動による豪雨、洪水、大雨による土石流、熱中症等々の被害は気候変動の激化によって集団的かつ個別的に発生している。侵害行為の性質上、世界共通の被害を広範に生じさせる一事をもって被害が個別性を失うなどとの主張は、「より広範に共通のハザード（危険）をもたらせばもたらすほど個別の被害性が大きな集団の中に吸収されて消滅する」、極論すれば「一人を傷つければ不法行為だが７８億人を傷つけば政治問題にすぎない。」と主張しているに等しい。

(3) また被告は、地球温暖化がもたらす被害が「特定の個人のみ」ではなく地球全体の人々に発生するものであることから、地球温暖化を防止することは

「公益」であることを、権利性否定の根拠とする。しかし、地球全体の人々というとき、その集団は生命・健康・財産および生命・健康侵害の客観的リスクへの合理的不安という権利ないし保護法益を有する個々人から成り立っているのだから、公益に関わることは個別的利益性を否定することにつながる。

被告の議論を敷衍すれば、例えば工場からの汚染物質が一定地域内の住民全員に被害を生じさせるという極端な想定下においても、住民各自が主張する上記保護法益は「特定の個人に帰属するものではない」のであって、当該地域の全住民に「等しく共有されるべき利益であり」、「個人の個別的利益を超えたまさに『公益』（「環境」そのものとも言い換えられる）にほかならない」として、「私法的救済を旨とする司法府での解決にはもとより馴染まない」ことになりかねない（括弧内は被告準備書面（８）６～７頁における被告の表現を引用）。しかしながら、一地域の公害の事例において、住民各自が生命・健康・財産といった個別的な利益（保護法益）を有しており、これが侵害される場合には司法的救済が受けられることは自明である。被告の主張は、このような典型的な公害事例における司法的救済を否定する結果をも導くものであって、現代日本の判例理論からしても到底許容されるものではない。

そして、地球温暖化は、上記のような一地域の公害事例と比較しても、個々人の被害発生場所が一地域から地球全体に置き換わったに過ぎず、地域内の公害事例と本質的な違いは無い。原告らを含む地球の人々各自が自己の生命・健康・財産の侵害を受ける以上、その各自において侵害を受けない利益（保護法益）すなわち権利性が認められるのは当然である。

因みに、地球温暖化問題は「立法府及び行政府という民主主義のプロセスを通じた政策全体の中で解決されるべき問題」だという被告の主張（例えば被告準備書面（８）７頁）も、地球温暖化問題の司法的救済を排除する理由にはならない。なぜなら、個人の権利が侵害される場合には、立法的・行政

的解決と並行して司法的救済が必要とされることは、地域内公害の事例を引用するまでもなく自明だからである。

- (4) 被告神戸製鋼は、CO₂の排出行為を人が生きていくうえで、また事業主体が産業活動を行ううえで、不可避の行為と性格づけたうえで、誰もが排出するCO₂による気候変動は、皆によりもたらされた皆の被害であり皆で公的に対応する以外に対策はなく、個別的救済手段はありえない、との理解が前提にあるようである。しかし、この考え方自体が排出影響に関する差異に応じた実効的な排出量の削減を求めるパリ協定や2050年カーボンニュートラルの考え方と根本的に対立する。

2021年5月26日に成立した改正地球温暖化対策推進法は、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえて脱炭素社会の実現を基本理念とし、「温室効果ガスの排出の量の削減等を推進」することを目標とし（1条）、「地球温暖化対策」を「温室効果ガスの排出の量の削減」（2条）と定義し、「温室効果ガスの排出の量の削減」等を講ずる努力義務を事業者に課している（5条）。

3で詳述するとおり、CO₂の排出の量を削減する理由は、CO₂の大量排出が大気中のCO₂濃度を上昇させ、気候変動を激化させ、気候システムに不可逆的な変化を起こすテッピングポイントに近づきつつあることが科学的に予見されているからである。今日、私的利益を追求する巨大な産業活動においてCO₂を追加的かつ継続的に大量に排出すること、ことにCO₂の排出係数が突出して高い石炭を燃焼させてCO₂を大量排出することは、他の排出行為とはその性質を異にし、残された限られたカーボンバジェットを浪費し、地球全体をさらなる危機にさらす危険かつ不合理な行為なのである。したがって、そのような行為は、地域公害における汚染物質による直接的な人体被害と加害から被害発生までの因果の経路は異なるものの、「CO₂という汚染物質の大量排出」による「大気環境全体の汚染」を通じた「地球全体

への被害」という点では、公害問題と本質的に異ならず、集団を構成する個々人の人格権や平穩生活権が保護法益であり、その侵害行為が民事上違法と評価される場合には、司法的救済が認められるべきなのである。

- (5) 以上により、地球温暖化による被害に係る利益が個別性利益ではないとして、「権利性」を否定する被告の主張は、全く根拠を欠くもので、失当である。

2 平穩生活権につき権利性が認められないとの主張（被告神戸製鋼ら準備書面（8）22頁）に対して

被告神戸製鋼は、準備書面（8）において、平穩生活権（健康平穩生活権および安定気候享受権）につき、主観的感情を保護法益として位置付ける点、及び原告ら以外の他者の権利利益を含めたリスクを想定し公益に対する危険を問題とする点でも、権利性を欠いていると主張する。

しかしながら、原告準備書面（24）第2の3でも述べたとおり、原告が平穩生活権（安定気候享受権）に関して主張している保護法益は、生命・健康に対する侵害の客観的リスクに対する合理的不安であって、それ自体が重要な人格的利益である。

平穩生活権は、個々人によって大きな差異がある主観的な不安感情や危惧感をそのまま保護法益としようとするものではない。リスク社会の中で私たちが日常的に様々な人為的リスクにさらされており、その制御が重大な社会的課題となっており、司法においてもリスクへの対応は今日的課題なのである。生命身体に対する伝統的な意味での切迫した危険（具体的危険）が人格権に基づき抑制され排除されるべきことは当然である。さらに、従来の判例の枠組みでの具体的危険にまで至らないリスクのレベルの段階においても、一定の要件のもとに私法的にリスクの制御を認めて、不合理なリスクにさらされず平穩な生活を送る権利を保護しようとするのが平穩生活権論なのである。そこではすでに述べたリスクの客観性と不合理性が差止の要件となる。

また、平穩生活権が他人の利益を援用することを通じて公益に対する危険を防御しようとしているとの被告の批判については、原告が区別してきた侵害行為の性質・態様と保護法益とをあえて混同するものである。すなわち、原告が被侵害利益として主張してきたのは、あくまでも原告に帰属する平穩生活権という人格利益を中核とする権利である。他方で、侵害行為がもたらす客観的リスクについては、原告をその一員に含む集団全体にもたらすリスクである。1人の人に危険をもたらす行為と1000万人に危険をもたらす行為とでは、行為の違法性の性質・強さについての法的評価は当然に異なる。

以上からして、被告の批判は全く当たらない。

3 本件事業によるCO₂排出とCO₂濃度との間にはそもそも因果関係がない」 (被告神戸製鋼ら準備書面(8)23頁)の主張について

(1) 被告神戸製鋼は準備書面(8)において、「本件事業に係る計画は、新設発電所の稼働によってもCO₂排出量を増加させない内容になっており、・・本件事業によってCO₂排出量の増加がない以上、本件事業によるCO₂排出と(何らかの原因によりCO₂濃度上昇という結果がもたらされると仮定した場合の)CO₂濃度との間には、そもそも因果関係が存在しない」と述べ、同準備書面(9)でも同様に記述している。その上で、「全体の枠組みの中で達成されるべき地球温暖化問題への対策にも十分寄与する内容となっている」(同準備書面(8))とも述べている。

しかしながら、これらの主張は、二重の意味で誤っている。

ア 第一に、本件事業によってCO₂の増加がないという点は、事実として誤りである。

もともと、鉄鋼部門の上工程の集約化や、関西電力の既存の発電所の廃止や稼働抑制等によって相殺できない量のCO₂を排出することについては、環境影響評価手続きにおいて、兵庫県知事意見が「二酸化炭素排出量の増加に見合う削減方策を売電先の対策を含め、手段を明確にして必ず実施し、二

酸化炭素排出量を施設の供用によって増加させないこと」を要求していた。
ところが、環境アセスの中で、被告神戸製鋼は、関西電力へ送電される分＝
全発電電力の全量）については関西電力がCO₂の削減対策をするから、新
設発電所の稼働によりCO₂は増加しないという趣旨の説明を行ってきた
（甲A17。この点は原告ら準備書面（12）においても述べた）。被告神
戸製鋼らの主張は、ここでの説明と同じものである。

兵庫県知事意見への対応

KOBELCO

「施設稼働に伴う増加分の削減策」

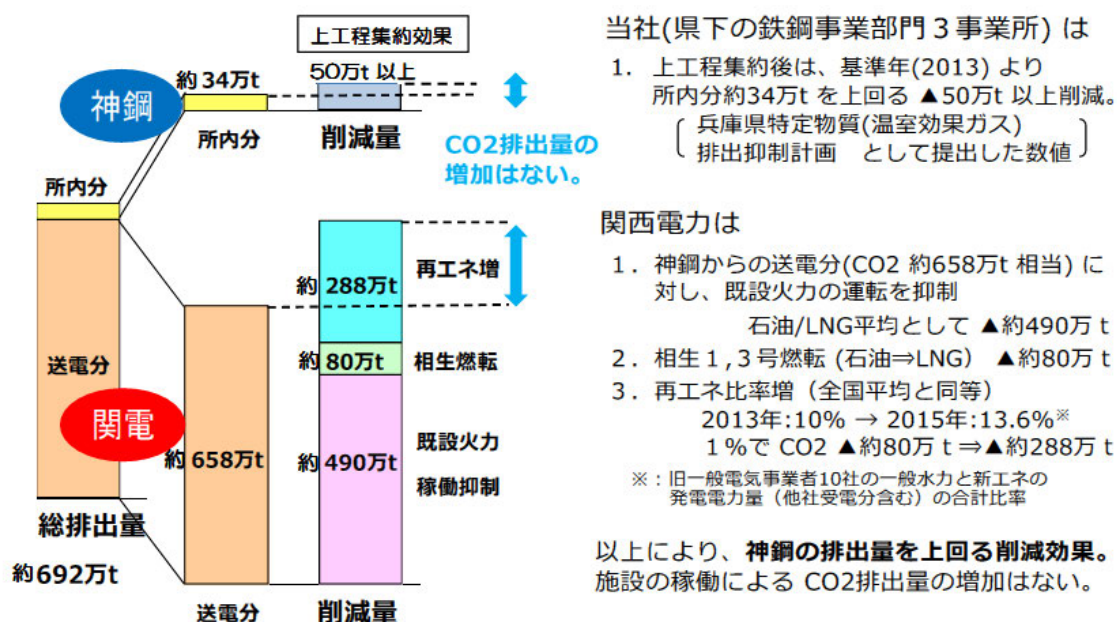


図1 被告神戸製鋼提出資料

(第161回神戸市環境影響評価審査会資料・甲A17)より

ところが、被告神戸製鋼らの説明は、そもそも関西電力自身における対応
を前提とするもので、神戸製鋼自身は電力を供給する以外に何も行わず、対
応を丸投げするものである。そればかりか、「既設火力の稼働抑制」なるも
のについて対象となる発電所や具体的な休廃止の計画についても一切示され
ていない(なお、CO₂の排出係数の小さいLNG火力等から、排出係数の

大きい石炭火力へのリプレース（置き換え）を行うことは、環境負荷を増加させつつ、関西電力の発電事業全体の経済的効率性を高める事業戦略にほかならない）。さらには、被告神戸製鋼らの説明の最大のごまかしは、被告関西電力の管内での2013年～2015年の「再エネ増」の実績から算定したCO2削減量という、新設発電所ともはや一切の関係がなく、かつ、これもまた全く具体的な根拠もない数字を記載し、かつこれを「新設発電所によるCO2排出量の増加分」が相殺される対象として挙げている点にある。しかも、この「再エネ増」の大部分は、固定価格買取制度を通じ、（被告関西電力でも被告神戸製鋼でもなく）国民の費用負担によって実現したものである。

つまり、神戸製鋼の説明というのは、被告神戸製鋼自身のCO2削減対策と全く無関係であるばかりか、新設発電所と一切関係のない事象を無理やり新設発電所による「CO2の排出増加分」との相殺対象として持ち込んだ上で、「施設の供用によるCO2排出量は増加しない」と述べるものであって、もはや論理的に崩壊している。

以上のとおり、被告神戸製鋼ら自身とは一切無関係の事情を用いて「CO2排出増はない」などという評価をすることは、根本的に誤っている。事実としての「CO2の排出量」は、被告神戸製鋼らの環境アセスの結果のとおり、年間692万tに及ぶ。

イ 第二に、より重要な点であるが、気温上昇を2℃ないし1.5℃にとどめるため、人為的な温室効果ガスの排出が許される量には絶対的な上限（カーボンバジェット）があることから、同社のこれまでのCO2排出量と比べて本件事業によりCO2排出量が増えるかどうかとは関係なく、本件事業により、追加的に莫大な量のCO2を排出することは、CO2濃度上昇及び温暖化による被害と因果関係があるのであり、違法と評価されるべきなのである。

以下で詳述するが、上記のような主張は、被告神戸製鋼が地球温暖化や気候変動の科学についての認識の欠如を示すものである。そのような認識のもとに「地球温暖化問題への対策にも十分寄与」しているとさえ述べて本件事業を強行しようとしていることは、自ら行為の悪質性（地球温暖化による被害発生に寄与していること）にすら目をそらして加害行為を継続していることを意味するものである。

- (2) 何度も指摘してきたことであるが、I P C C第5次評価報告書及び同 1.5℃特別報告書で、C O 2の累積排出量と地球の平均気温の上昇とがほぼ比例関係にあることが明らかにされている。同報告書は、C O 2は極めて長寿命の温室効果ガスであり、66%の確度で産業革命前から2℃に止めるためには地球全体で追加的に排出できるC O 2の総量は1170ギガトンであること、1.5℃の気温上昇に止めるためには、420ギガトンしかないこと、1.5℃に抑えるためには、世界全体で、2030年までに2010年比45%削減、2050年までに実質排出ゼロとする必要があることなどを明らかにした。

表. 地球温暖化を1.5℃に抑えるための残余カーボンバジェットの推定値（確信度が中程度）

地球温暖化を1.5℃に抑えることができる確率	残余カーボンバジェット※1	
	表面付近の気温に基づく世界全体の平均値※2を用いる場合	[陸域及び海水の表面付近の気温と、海水のない海域の海面水温による]GMST※3を用いる場合
50%超	約580 GtCO ₂	約770 GtCO ₂
66%超	約420 GtCO ₂	約570 GtCO ₂

図2 甲Cア-9 I P C C「1.5℃特別報告書」の概要 47頁

このように、世界全体での排出総量と温暖化との関係性は既に解明されており、このことを科学的基礎として、2015年12月に、地球全体の平均気温上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃に抑得ることに努力することを目的とするパリ協定が採択され、日本も批准したものである。

■ AR5では、気温上昇の量はCO₂の累積排出量によってほぼ決定され、地球温暖化を安定させるためには人為的発生源からのCO₂累積排出量を一定値に制限する(正味のCO₂排出をゼロの状態とする)必要があることが示された。
(参考: IPCC AR5 WG1 SPM p.27)

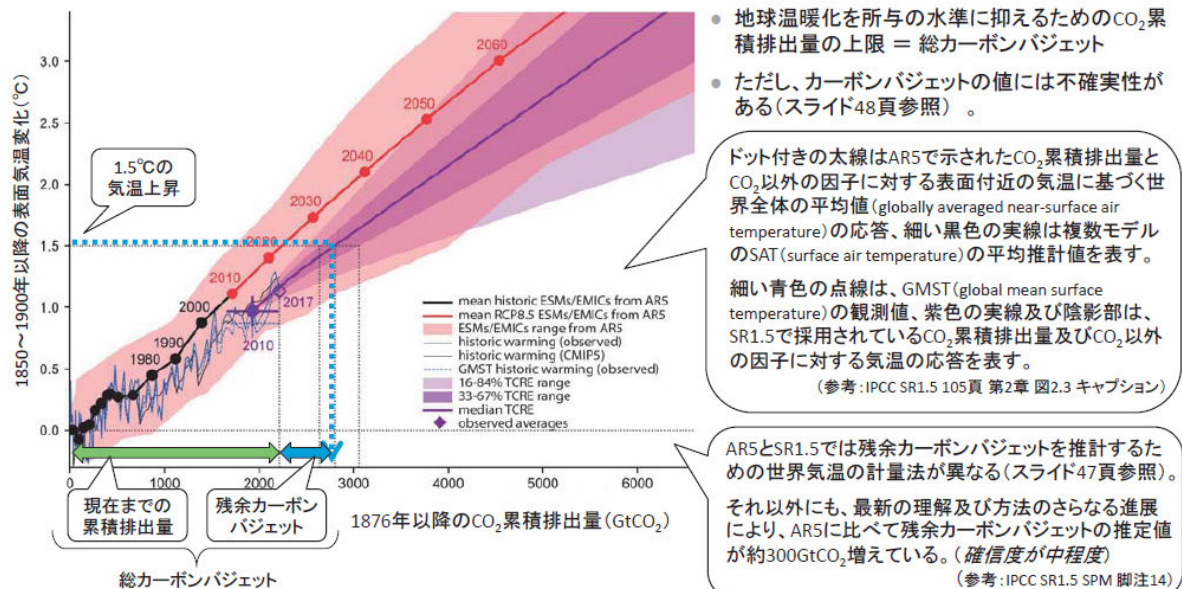


図. 1876年1月1日以降のCO₂累積排出量と1850~1900年以降の気温変化
環境省 出典: 図, IPCC SR1.5 105頁 第2章 図 2.3 ※図中の記号・文は原図に追加したもの

11

図3 甲Cア-9 IPCC「1.5℃特別報告書」の概要 11頁

また、2018年10月のIPCC 1.5℃特別報告書は、1.5℃の上昇に抑えた場合と、2℃の気温上昇をもたらした場合の気候変動の影響の程度や頻度を示し、1.5℃の気温上昇でも気候変動の被害は甚大であるが、2℃よりは軽減されることを示した。

懸念材料(RFCs)に関連する影響及びリスク

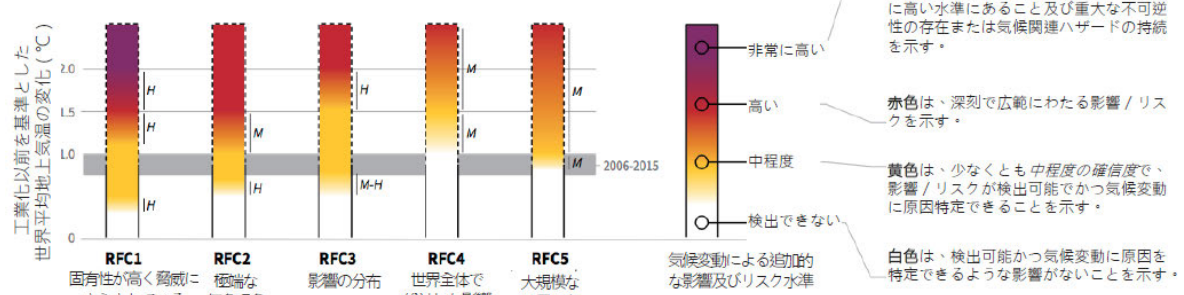


図. RFCsに関連する影響及びリスク

出典: 図, IPCC SR1.5 図SPM.2

図4 甲C IPCC「1.5℃特別報告書」の概要 29頁

選択された自然システム、管理されたシステム及び人間システムにもたらす影響とリスク

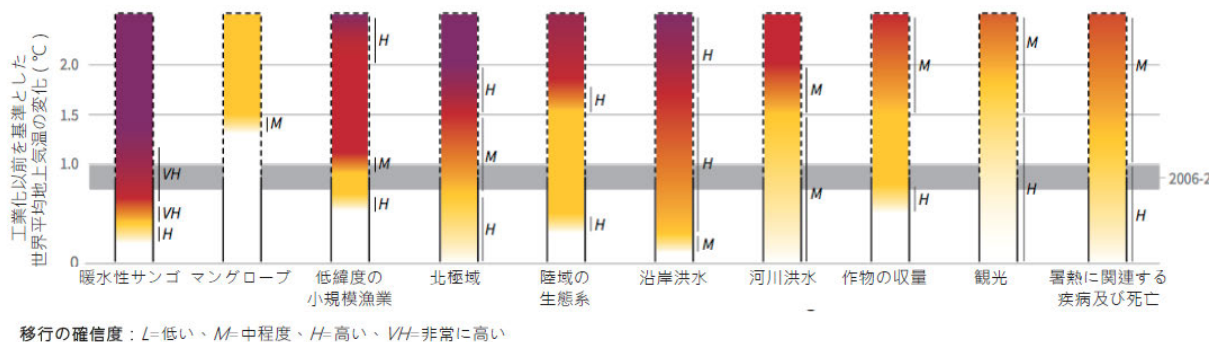


図. 懸念材料 (RCPs) に関連する影響及びリスク

出典: 図, IPCC SR1.5 図SPM.2

図5 甲C IPCC「1.5℃特別報告書」の概要 30頁

そこで、国際社会は2030年地球の平均気温を1.5℃の上昇に止めるために、2050年にカーボンニュートラル・脱炭素とすることを目標とし、2030年までに世界でCO₂の排出量を半減させることが、世界共通の目標となっているものである。日本も同様に2050年脱炭素を宣言し、2030年削減目標を2013年比26%から46%に引き上げたが、IPCC 1.5℃特別報告に照らして不十分であることから、その引き上げが求められているところである。

- (3) このように、今後のCO₂排出量（過去のCO₂累積排出量に追加される排出）と今後のCO₂濃度の上昇との間に「そもそも因果関係が存在しない」のではなく、科学的に因果関係は明らかなのである。すなわち、被告神戸製鋼の2030年の排出量が本件発電所計画前の神戸製鋼からのCO₂排出量を超えているか、超えていないかに関らず、被告神戸製鋼がCO₂排出を続けること自体が、その排出量に応じて大気中のCO₂濃度上昇に寄与しているのである。

さらに、前述のように、そもそも世界全体でのCO₂の総排出量に上限（カーボンバジェット）があると観念されるようになった。これを、世界に対する日本の人口比で換算すると、産業革命前からの気温上昇を1.5℃内に収める

ためには、日本の残余のカーボンバジェットは66%の確度の場合は6.7ギガトン、50%の確度の場合であっても9.3ギガトンである¹。

	1. 5℃内に収める	2. 0℃内に収める
66%の確度	6.7ギガトン	18.7ギガトン
50%の確度	9.3ギガトン	24.0ギガトン

表1 日本の2018年以降の残余カーボンバジェット（人口比）

日本の2018年度のCO₂排出量（11.38億t）のうち、2018年度総合エネルギー統計（確報値）によれば発電所からの排出量は約4.6億トンであり（40%）、うち、石炭火力発電所の排出量は2.67億トンで、日本の全排出量の約23%を占める（発電所排出量の約58%）²。このまま2030年まで同水準で排出が続くだけでも、30億t（3ギガトン）を超える。さらに、被告神戸製鋼だけでも、本件石炭火力発電所から年間692万tのCO₂を30年間排出し続け（年間692万tで、30年間の排出量は累積で2億0760万t≒0.2ギガトン）、被告神戸製鋼の本件火力発電所など新設発電所を含む石炭火力発電所からの排出だけで日本の残余のカーボンバジェットの約3%を減少させてしまうことになる。このような継続的なCO₂の大量排出は地球温暖化に不可逆的な結果をもたらす。今日の気候変動に関する

¹ 前述のとおり、66%の確度で気温上昇を産業革命前から2℃に止めるためには、地球全体で追加的に排出できるCO₂の総量は1170ギガトンであり、1.5℃に止めるためには追加的に排出できるCO₂は420ギガトンしかない。日本の人口（1億2533万人）は全世界の人口（77億9500万人）の1.608%にあたる（2020年時点）。

以上に基づき、追加的に排出できるCO₂の量に世界における日本の人口比を掛け合わせた。

（なお、日本の人口比は将来的に減少していくと予想されることからすると、残余カーボンバジェットも減少させるべきであるともいえるが、ここでは一律に1.6%で計算している）。

² 「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果について」（2020年7月14日、環境省）

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/114276.pdf>

危機の状態及び地球規模で1.5℃の気温上昇に止めるために、2030年までに2010年比で45%、2050年には脱炭素を達成することが地球規模でのコンセンサスとなっているなか、被告神戸製鋼の主張は、今後も地球温暖化対策の努力を行う必要はなく、行う意思もないことを宣言するにひとしいものである。

仮に、他の石炭火力発電所も被告神戸製鋼と同じ立場を維持するのであれば、それら石炭火力発電所からの今後のCO₂排出量だけで、2050年までに日本の残余のカーボンバジェットの過半を消費してしまうことになる。このことが、石炭火力発電所を2030年までにフェーズアウトすることを求められている理由である。

4 個別的因果関係の主張・立証を欠いているとの主張について

被告神戸製鋼は、原告らに、新設発電所から排出されるCO₂によって、原告ら個々人の生命、身体等を高度の蓋然性と切迫性を持って、個別的かつ具体的に害することを主張立証しなければならないと主張している。このような主張を続けていることは、被告神戸製鋼は、CO₂大規模排出事業者として地球温暖化による危険な気候変動の被害を未然に防止していく意思がないことを表しているというほかない。

それと同時に、被告神戸製鋼らのこの反論は、気候変動の文脈においては、人格権侵害の具体性や切迫性のとらえ方が伝統的な危険物質への暴露と疾病の発症の枠組みとは大きく異なることを完全に見落としている。

原告ら準備書面（9）10頁以下でも詳述したところであるが、オランダ最高裁は、2019年12月に、地球温暖化による気候変動は、既に、熱中症や、極端な豪雨による住居への浸水やがけ崩れ・堤防の決壊、森林火災、旱魃など、多くの人々に切迫した現実の危険をもたらしている人権侵害であること、科学は、このまま排出が続けば地球の平均気温は上昇を続け、さらに気候災害が激化し、その頻度も高くなり、テッピングポイントを超えると人類の存続にも係る不可逆

的な気候異変をもたらすことを警告していること、1.5℃の気温上昇に止めることで、現状よりは状況は悪化するが、2℃の気温上昇の場合よりも被害を軽減できることなどを事実として確認し、政府に2020年で1990年比25%のCO2削減が公序であったとして削減目標の引き上げを命じたものである。

差止訴訟との関係では、同判決は、『「切迫した」とは、その危険が実現されるまでの期間が短期間でなければならないという意味での即時性をいうのではなく、むしろ、問題の危険が巻き込まれる人々を直接脅かすという意味である。ECHR（欧州人権条約）第2条による保護は、長期間をかけることによって現実化する危険をも射程に含むものである。』として、短期間にリスクが現実化することが切迫性の要件ではなく、時間の経過の中で着実に現実化し悪化していく性質の被害であれば、人々がそのリスクに直接脅かされていることをもって人格権に対する切迫した具体的危険があることを認めているのである。

切迫性の要件は、気候変動によって原告らが直ちに現実の被害を受けるという場合にのみ充足されるのではない。原告らが既に巻き込まれている逃げ場のない気候変動という状況の中で、排出量を抑制する努力を社会が行っていることに逆行して、あえて追加的に継続的な大量排出を行うことが、すでに被害を伴っている気候変動の状況をさらに悪化させ原告らの直接的な脅威を与えるという点において、切迫した具体的危険を伴っているのである（オランダ判決参照）。

ここで違法と評価されるべき行為は、被害を最低限に抑制すべく一定以上のCO2濃度の上昇が許容されない地球の大気環境に対して、追加的・継続的に大量のCO2を排出する行為である。大量排出による濃度上昇と気候変動の激化ならびにその結果としての具体的被害の発生は、排出行為後の必然の因果の流れである。被害を受ける集団は全世界に広がっており、原告らもその集団に含まれている。そして、気候変動による直接の被害がより広範に極めて大多数の人々にまで及ぶまでの間にあっても、これらの集団の構成員は、大量排出行為による気候変動の激化という直接的脅威にさらされているのである。

このような特質を有する地球温暖化の重大な影響は、既に日本にも、また原告らにも及んでいる。一般社団法人日本損害保険協会によると、2018年7月豪雨、同年9月の台風21号及び10月の台風24号の風水害によって1兆5695億円の損害保険金が、また、2019年9月の台風第15号及び10月の台風第19号の風水害によって1兆482億円の損害保険金が支払われた。今後も自然災害リスクが増加することを理由に、2021年6月16日に損害保険料率算出機構が住宅総合保険の算定料率の10.9%引上げを発表したこと（甲Cウー58）を見ても、その悪影響の大きさと今後のさらなる拡大が予測される。

このように、今後さらにこうした被害が確実に激甚化することが科学的に推計されており、現実には、保険料の値上げに反映されているのである。

このような状況の中、被告神戸製鋼の新設発電所から30年にもわたって大量に排出されるCO₂（前述のとおり、年間692万tの排出で、30年間の排出量は累積で2億760万t。ちなみに、日本全体の2019年の排出量は約11億t）は、その排出量の分だけ、平均気温の上昇に寄与し、気候変動を激化させ、原告らを含む多くの人々の健康等への被害を拡大させるものである。

この点に関連して、原告らは被告神戸製鋼らと他の石炭火力発電所の共同不法行為も主張しているところ、被告神戸製鋼らは「いかなる範囲で共同不法行為者が画されるのか」が不明確だと論難する。しかし、原告らが、原告ら準備書面（17）・（19）・（21）及び令和3年4月20日付訴えの変更（請求の予備的追加的変更）申立書において主張してきたとおり、被告の批判は全く当たらない。

近時、世界で気候の危機の認識のもと、国連を中心に2050年脱炭素に向けて排出削減に取り組み、日本においても2020年10月に衆参両院で気候危機宣言がなされているのは、原告らを含む多くの人々に対する被害の激甚化・取返しのつかない被害を座して待つのではなく、CO₂の排出削減により、そうした事態を未然に防止するためである。人の生命、健康等や生活基盤への気候変動の

影響については、人類社会が総力をもってCO₂の排出を削減する以外にこれを回避・緩和する方策はないのである。このような状況のもとで、大量の排出を継続し、人権侵害に加担し続けることを宣言する事業者に対して、その加害行為の差止めを命じるのは裁判所の役割である。

第2 パリ協定の下で削減義務を負う主体に係る主張に対する反論

被告神戸製鋼らは、被告神戸製鋼ら準備書面（8）において、「パリ協定に基づき削減義務を課せられているのは国であって、被告神戸製鋼ではない」との主張をしている。

国際条約であるパリ協定は、締約国を拘束するものであって、直接私人を拘束するわけではない、というのは当然のことである。原告らは、気温上昇を1.5℃にとどめることを目標とするパリ協定のもとで、被告神戸製鋼が、原告らとの関係で、民事法上、削減義務を負っていると主張しているのである。以下においては、この点に係る反論を述べる。

1 改正温暖化対策推進法

先に述べたとおり、そもそも改正温暖化対策推進法は、パリ協定と2050年における脱炭素社会の実現を基本理念として、国だけでなく、事業者にも温室効果ガスの排出の量の削減の努力を義務づけている。

同法第5条は、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の削減等のための施策に協力しなければならない」と規定し、事業者自身の温室効果ガス排出の削減措置のみならず、国等の施策に協力せねばならないことも定めているところである。

国際的な条約等に基づく温室効果ガスの国レベルの削減施策については、実際

にCO₂を排出する事業者等による削減の履行があつて初めて実現するのであり、その意味で、パリ協定に基づき条約の締結主体として義務を負うのは国であつても、被告神戸製鋼らも含む国内の事業者においては、その国の義務の履行を実現するために必要な削減を行う義務を負っていると言える。

この点に関して、パリ協定のもとで国が負うCO₂の排出削減義務の位置づけや、これに加え、パリ協定のもとで個別の民間事業者がCO₂の排出削減義務を負うことにつき、諸外国では、この間、相次いで重要な判断が下されるようになったことから、以下においては、各国の判決も踏まえながら、より具体的に、パリ協定のもとで被告神戸製鋼らも含め民間事業者が、民事法上、削減義務を負っていることを整理する。

2 パリ協定のもとでの国の削減義務と民間事業者の削減義務

(1) パリ協定下での各国の応分の削減義務

パリ協定の下で、これまでに120以上の国が1.5℃目標の実現を目指し、2050年脱炭素を表明している。しかし、その途中経路として各国が提出している2030年の削減目標をあわせても、2℃の経路からも大きく外れており、2021年11月にグラスゴーで開催されるCOP26に向けて2030年削減目標の引き上げが求められている。日本は2030年に2013年比46%削減に引き上げ、50%削減の高みを目指すとしているが、それでも66%の確度で1.5℃の上昇に抑えるというパリ協定に基づく削減の経路と整合したものとはいえず、不十分である。

地球の平均気温の上昇を、産業革命前から1.5℃の水準で地球温暖化を止めていくには、地球規模での科学に基づく排出削減の経路に沿った削減が実行され、CO₂の排出総量を1.5℃の温度目標に対応する残余のカーボンバジェットの範囲内にとどめることが不可欠である。そのために、どの国も応分の排出削減を行うことがパリ協定の前提である。前記オランダ最高裁判決も、オランダの削減目標の引き上げを命じるについて、危険な気候変動を回避するために、

他国の排出削減状況や排出削減目標にかかわらず、世界のコンセンサスとなっている必要的排出削減量の、少なくとも下限の数値に該当する分の削減は、オランダにとっても義務であると判示したものである（原告ら準備書面（9））。

(2) ドイツ連邦憲法裁判所の決定（2021年3月24日）

ドイツは、2018年に定められた気候保護法において、ドイツの残余のカーボンバジェットを算定し、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロとし、2030年までに90年比で55%削減することを目標として掲げるとともに、排出部門ごとに2030年までの削減目標を定めていた。しかし、同法においては、2030年から2050年に至る排出削減経路が定められていなかったことから、若者たちが、現行法の規定では、パリ協定の1.5℃目標を達成することができず、国は、申立人らの生命・身体を保護する義務（基本権保護義務）を果たしていないなどと主張して、連邦憲法裁判所に憲法異議の申立てをしていた。

これに対し、2021年3月24日、ドイツ連邦憲法裁判所は、現行法は2030年までに過大な温室効果ガスの排出を許しているために、2030年以降、過酷な排出削減措置をとらざるをえず、それに伴い、申立人らの自由権が厳しく制約されることになるとして、立法府の責任として、2022年末までに、2031年から温室効果ガス排出実質ゼロまでの削減の道筋を、市民の自由にできる限り配慮しつつ、法律に規定することを命じた（連邦憲法裁判所プレスリリース、甲Cクー3の1）³。

本件は、残余のカーボンバジェットの中で世代間の公平が問われたものである。ドイツ連邦憲法裁判所は、国同士の関係についても、「国が他国の排出を理由に責任を免れることはない。むしろ、国際的な国家共同体にかかっているパリ協定でも、それが効果を発揮するうえで、各国間の相互の信頼がとりわ

³ 掲載サイトは以下の通りである。

<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2021/bvg21-031.html>

け重要とされていることをあげ、気候保護が国際的な協力のもとでのみ達成できることからこそ、国は他国が協力を怠るような動機を与えてはならない。・・・地球規模の気候問題の現実的な解決は、他国が実現の意思を持つことに対する相互の信頼にかかっている。」（203 段落）と述べて、それぞれの国が、確実に、科学的に求められる排出削減を実行することの必要性を強調した。パリ協定に関しては、「各国がそれぞれの貢献を果たすことのうえに成り立っている」とし、地球規模での気候保護はパリ協定によっていることが重要（204 段落）とも述べている。

ちなみにドイツ政府は、上記決定を受けて、2021年5月6日、カーボンニュートラルの目標年を2045年に前倒しし、2030年の削減目標を65%に引き上げ、2040年の削減目標を88%とする気候変動法の改正法案を閣議決定した。

(3) シェルに排出削減を命じたハーグ地裁判決と、主要な非国家アクター（主体）の削減義務

さらに、2021年5月26日、オランダのハーグ地裁において、重要な判決が下された。同地裁は、石油メジャー企業であるシェルグループに 対して、そのサプライチェーン全体（スコープ1～3）で、2030年までにCO₂排出総量を2019年比で45%削減するよう命じた。これは、個別排出事業者の削減義務を認めた最初の判決である。

もともと、シェルは2021年に気候変動に関する戦略を公表し、生産量当たり温暖化ガス排出量を2023年までに16年比6%以上、30年までに同20%以上、35年までに45%以上、50年までに100%削減するとしていた。しかし、このように効率目標にとどまる限り、CO₂排出量の削減には結びつかない（これは、被告神戸製鋼が準拠したとする局長級会議取りまとめにより電力事業者に適用された基準と同様である）。判決は、シェルが油供給網や消費者に対して、CO₂排出に責任を持つ立場にあり、シェルに

によるCO₂排出によって地球温暖化をもたらすものとして、「危機的な気候変動につながり、人権への深刻なリスクをもたらす」と指摘し、シェルの削減戦略は「明確ではなく、さまざまな条件が付けられている。これは十分でない」と述べて、排出削減策の強化を命じたものである（判決・甲Cク－4の1）。

その理由として、ハーグ地裁は、パリ協定の下、IPCC 1.5℃特別報告による1.5℃目標の達成に向けて今後の10年間の削減が非常に重要であり、2030年までに2010年比45%削減、2050年脱炭素は世界で広くコンセンサスが得られていること、パリ協定の下で、締約国だけでなく、企業等非国家主体の役割の重要性についても広くコンセンサスがあり、全ての主体が2050年までにネットゼロを追及すべきとの合意があること、などをあげている。なお、45%削減の基準年が2010年ではなく、2019年比とされているのは、シェルの排出量が2010年よりも2019年が増加していたためである。

このように、パリ協定の枠組みのもとで、条約の締結主体である国家が具体的な削減目標を定めて削減のための措置を取るべき義務を負うことはもちろん、実際の排出源を稼働させる事業者についても、民事法上の削減義務を負うというのが国際的認識であり、上記判決は、まさにその点を示したものである。

3 石炭火力発電についての国や事業者の削減義務

(1) パリ協定のもとの国の石炭火力の削減義務

以上の各判決で説示されているように、不可逆的な気候変動を回避するために、各国の1.5℃の目標を達成するための応分の排出削減は国の義務である。

その中でもとりわけ、発電部門での脱炭素化はまず優先的に取り組むべき対策であり、とりわけCO₂排出量が多い石炭火力は2030年までに廃止すべきとされてきたことは、従前、再三述べてきたとおりである。

さらに、2021年5月18日にIEA（OECDの国際エネルギー機関）

が発表した2050年脱炭素に向けたロードマップ⁴（次図参照）では、先進国は2030年までに対策なしの石炭火力発電所のフェーズアウトをすること、2035年までにすべての電源の脱炭素をすることが組み入れられている。

2021年6月13日のG7サミット首脳コミュニケでも、「国内的には、我々は、2030年代の電力システムの最大限の脱炭素化を達成すること、また、それを更に加速させる行動にコミットする。・・・我々は、国際エネルギー機関（IEA）によって提供された明確なロードマップに留意しつつ、また、最も緊急で汚染が激しい分野及び活動を優先しながら、技術によるネット・ゼロへの移行を主導する。・・・石炭火力発電が温室効果ガス排出の唯一最大の原因であることを認識し、・・・また、このアプローチ全体及び我々の強化された「国が決定する貢献（NDCs）」に沿って、我々は国内的に、我々の2030年NDCs及びネット・ゼロ・コミットメントと整合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大にコミットした。」ことが確認され、ここでも前記ロードマップが前提とされている（甲Cエー6の39項）。

このように、各国がパリ協定のもとで追う温室効果ガス削減義務を現実に履行するためには、CCSを付帯しない石炭火力発電所の2030年までの廃止（そして、さらに2030年代には天然ガス火力も含め電力システムを最大限に脱炭素化すること）は不可避となっているし、これなしには各国の削減は達成し得ないのであるから、石炭火力の廃止はもはや各国がパリ協定のもとで義務として負っているものと評価できる。

⁴ Net Zero by 2050A Roadmap for the Global EnergySector
https://iea.blob.core.windows.net/assets/20959e2e-7ab8-4f2a-b1c6-4e63387f03a1/NetZeroBy2050-ARoadmapfortheGlobalEnergySector_CORR.pdf

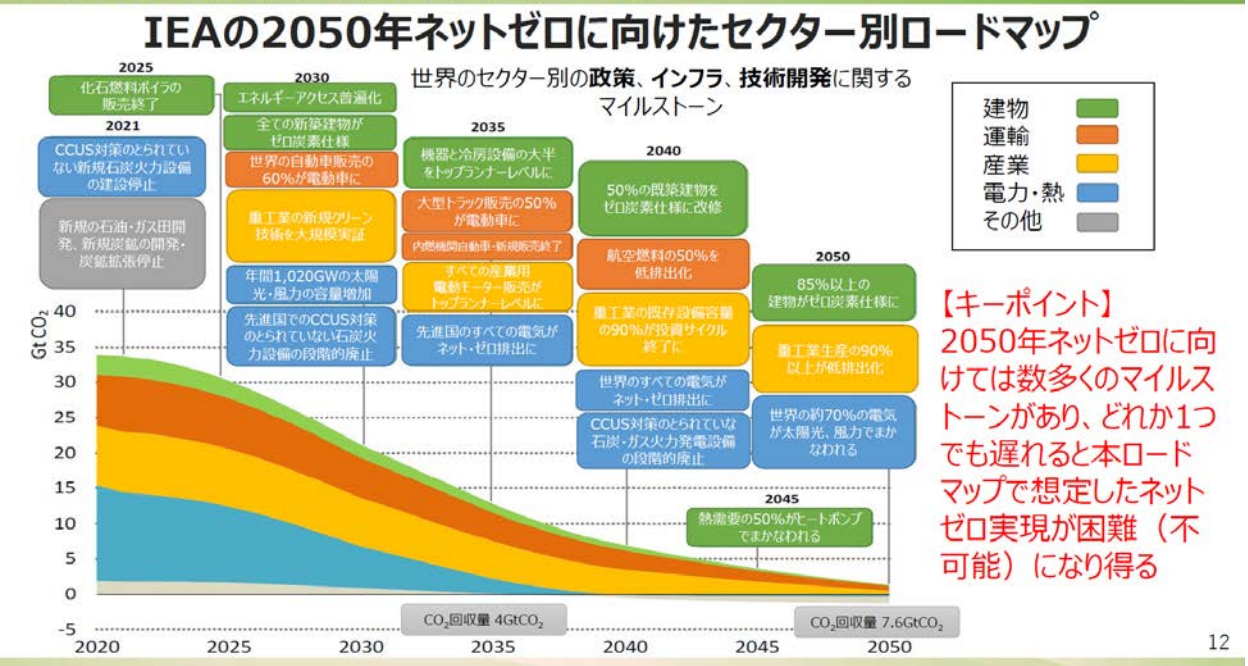


図6 IEA 2050年脱炭素に向けたロードマップ

(地球環境戦略研究機関(IGES)資料(甲Cエー7)。Net Zero by 2050A Roadmap for the Global Energy Sector(前頁脚注4)を元にした図)

(2) 事業者の石炭火力の削減義務

前記のとおり、パリ協定のもとでは、国が削減義務を負うことはもちろん、CO₂の排出を実際に行う個別の事業者もまた削減義務を負う。

そして、前記のハーグ地裁判決で削減を命じられたシェルはいわゆる石油メジャーであるが、発電事業者のみならず、大量のCO₂に寄与する事業者は等しく各国が削減すべき量や排出のセクターに応じた民事法上のCO₂排出義務を負っているといえる。

そして、石炭火力発電所はCO₂の大量排出源であり、そもそも発電所の運営事業者は削減義務を負うのは当然であるが、石炭火力発電所はCO₂排出源としても特別に排出量が多く、かつ、代替する発電手段との関係で排出削減の必要性が高いからこそ、前記の通り、世界各国においてこれを速やかに廃止すべきとされているのである。

これらのことからすれば、石炭火力発電所の運営事業者は、他の事業者にもまして、より重い民事法上の削減義務を負っているというべきである。

4 被告神戸製鋼らについて

以上整理したことからすれば、石炭火力発電所である新設発電所を建設しこれを稼働しようとしている被告神戸製鋼らは、事業者として、パリ協定のもとで、原告らを含む市民に気候変動による被害を生じさせない民事法上の義務、具体的にはCO₂の排出削減にかかる民事法上の義務を負っている。

これに加え、被告神戸製鋼らによるCO₂排出については、カーボンバジェットの観点からも、到底許容されるものではないことが裏付けられる。

被告神戸製鋼（コベルコパワー神戸など子会社も含む）の2018年のCO₂排出量（スコープ1，2）は以下のとおりである。

鉄鋼事業 1600万t

※加古川製鉄所、関西熱化学加古川工場、神戸製鉄所、高砂製鉄所の合計⁵

既設発電所（神戸製鉄所内の1，2号機） 675万t

※発電量77.1788億t。CO₂排出係数を2017年度と同じとする⁶

これに、

本件の新設発電所（神戸製鉄所内の3，4号機） 692万t

真岡発電所（ガス火力発電所⁷） 329万t⁸

が加わることになると、これら鉄鋼事業・電力事業による排出量の合計（年間3296万t）のみで、実に日本のCO₂排出量（年間11.46億t）の約3%を排出することになる。上記のうち電力事業による排出量（既設発電所、新設発電

⁵ 兵庫県の計画書制度2019年度。

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/tikyu_ondanka/gwc/pdf/report/H30/100015.pdf

⁶ 電力調査統計による。

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/results_archive.html#h30

⁷ 1号機は2019年稼働開始、2号機は2020年3月に稼働開始

⁸ 環境影響評価準備書に係る審査書48頁による。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/mooka/junbisyo_shinsasyo.pdf

所、真岡発電所)の合計(1696万t)だけでも、日本のCO₂排出量の約1.5%を排出することとなるのである。

被告神戸製鋼らの石炭火力発電所(既設発電所・新設発電所)のみでも、年間1367万t(675万tと692万tの合計)ものCO₂が排出されることとなり、これは2018年の神戸市全体の排出量(809万t)をはるかに凌駕する。これらの石炭火力発電所からのCO₂排出量は、2030年までの10年間だけでも1億3670万tとなり、日本の残余カーボンバジェットをそれだけ費消することになるのであって、このような排出は、日本のカーボンバジェットとの間でもおよそ許容され得ないことは自明である。

以上